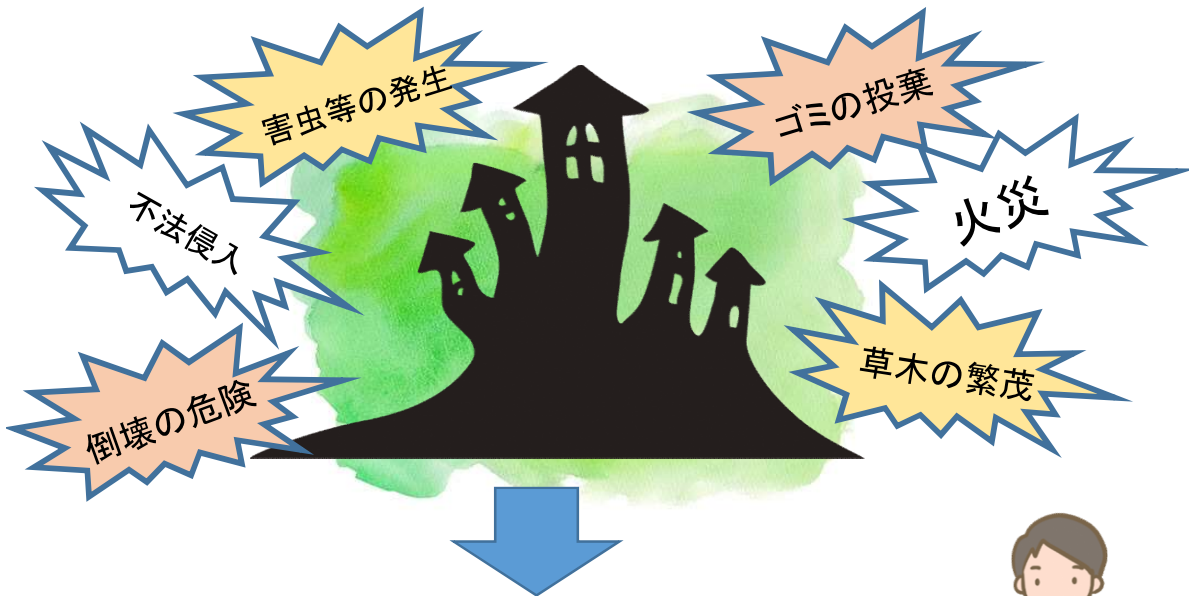


空き家所有者  
の皆様へ！

## その空き家 放っておいて大丈夫？



人が住まなくなった家は傷んでしまい、長期間放置しておくとな隣に悪影響を及ぼすことがあります。



そのお悩み、行政書士に御相談ください！



《主な相談内容》 ※相談内容によって、手数料が生じる場合があります。

- ① 空き家等の権利義務関係の整理に係る相談  
(遺言、相続関係の諸手続き等)
- ② 空き家等の利活用に伴う行政手続き等に係る相談  
(成年後見制度の相談・支援及び各種契約等)



あなたの空き家は  
適正に管理されて  
いるかな？



### 「空き家の適正な管理」って？

- ☑定期的に建物の状況を確認し、空き家になる前の状態を常に維持している。
- ☑地域住民へ連絡先を伝え、万一の際に迅速な対応ができる。
- ☑相続が生じた際は、速やかに土地・建物の登記手続きを行っている。

お問い合わせ：座間市役所 都市整備課(☎046-252-7325)までご連絡ください。  
各種条件に応じて、行政書士をご紹介します。